

令和8年度 第2回 県有林林産物 一般競争入札  
(素材販売(支障木等集積材))

公 売 公 告 並 び に 明 細 書

令和8年5月1日

## 公 売 公 告

第2回 県有林林産物 一般競争入札(素材販売(支障木等集積材))を次により林務環境事務所長が執行しますので、内容を熟覧のうえ入札に参加してください。

なお、公売の内容、その他不明な点については、公売を執行する林務環境事務所県有林課にお尋ねください。

### 1 素材販売(支障木等集積材)の概要と入札留意点

#### (1) 概 要

県有林又は県行分収林において、間伐や工事支障木等により発生し、現地又は土場等に集積されている素材の有効利用を目的としています。

本公売は概数により実施します。物件は発生の都度、売払いの対象を確定し、引渡しを行い、すべての売払い終了後に精算します。

#### (2) 入札留意点

この公売では、令和8年度に管内で発生が見込まれる販売物件の内容を、樹種及び丸太規格区分(以下「各区分」という。)ごとに別紙明細書のとおり概数で示します。

入札は、各区分の予定材積に購入希望単価を乗じた総額で行い、その総額が県評定の予定価格を上回り、最も高い価格を提示した者を落札者としてします。

#### (3) 概数単価契約及び精算

この販売方法は、落札者と概数単価契約を結び、売買予定金額を納入した後に、現実物件に対して、売払単価を用いて売払いを行います。

各区分の売払単価は、各区分の県評定単価に、入札時の値開き率を乗じた金額(円未満切り捨て)とします。

#### 《売払単価決定事例》

区分	県評定単価 (円/m <sup>3</sup> )	予定材積 (m <sup>3</sup> )	予定価格 (円)	落札価格 (円)	税抜き売払単価 (円/m <sup>3</sup> ) 県評定単価×値開率
樹種A	5,000	20m <sup>3</sup>	10万円		7,500
樹種B	2,000	50m <sup>3</sup>	10万円		3,000
合計			20万円	30万円 【値開率1.5倍】	

最終精算時に、実績積上げ額が既納入金額を下回る場合は、差額を返金します。

なお、予定材積は見込み数量であるため、実際とは異なる場合があります。

### 2 売払物件の番号および所在地

別紙明細書のとおり。

### 3 伐採・搬出の条件

諸法令による制限行為の定めを遵守してください。

箇所ごとの条件については、その都度担当と協議してください。

4 売払物件の搬出期間

箇所ごとの条件については、その都度担当と協議してください。

5 入札場所および日時

\* 受付時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

公売執行 月日	入札場所	執行者	受付	入札開始	開札
一般公売 令和8年5月19日(火)	甲州市塩山上塩後 1239番1 東山梨合同庁舎 1階 103会議室	峡東 林務環境 事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時
一般公売 令和8年5月21日(木)	西八代郡市川三郷町 高田 111-1 西八代合同庁舎 2階大会議室	峡南 林務環境 事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時

峡東林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 0553-20-2724

峡南林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 055-240-4187

6 入札参加資格

- (1) 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿「森林整備(70-3)」及び「木材買入(51-3)」の業種へ登録した者として。ただし、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者を除きます。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人であってその役員が暴力団員でないこととします。
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこととします。

7 入札保証金

免除します。(山梨県財務規則第108条の2第2項適用)

ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。

8 入札

消費税抜きの価格で入札してください。

9 契約保証金

免除します。(山梨県財務規則第109条の2第4項又は第5項適用)

ただし、契約者が納入期限までに売買代金を完納しないときは、延滞違約金(遅延損害金)の徴収、又は契約解除し契約金額の100分の10に相当する違約金の徴収を行います。

10 契約締結期間

契約担当者が契約の時期を別に指定した場合を除き、落札の通知を受けた日から7

日以内とします。

11 代金納入および担保提供期限  
契約締結の日から30日以内とします。

12 代 金 延 納  
概数契約のため認めません。

13 郵 便 入 札  
認めます。この場合は公売を執行する林務環境事務所に入札書を公売執行の前日（前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）の午後5時までに到着するよう書留で郵送してください。なお、「立木入札書在中」と明記してください。

14 代 理 入 札  
この場合委任状を添付し、公売を執行する林務環境事務所に提出してください。

15 再 入 札  
初回において入札しなかった者及び無効の入札をした者は再入札に参加できません。

16 遵 守 事 項  
入札者は、別途掲載する契約書案の内容を確認し了承するとともに、山梨県恩賜県有財産管理条例及び同施行規則並びに入札条件を遵守してください。

17 入 札 の 無 効  
この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

18 入札結果の公表  
入札の透明性の確保及び流通の促進を図るため、入札結果を山梨県ホームページに公表します。  
公表内容には、物件情報のほか、落札金額（不落の場合は最高入札価格）、落札者名が含まれます。

19 そ の 他  
落札者が契約締結までの間に「6 入札参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとします。

## 入札条件

### 1. 入札参加資格の確認

- (1) 一般競争入札参加者は、入札しようとする各林務環境事務所(以下「当該林務環境事務所」という。)の受付にて受付表に商号又は名称、氏名を記載し、確認を受けてください。
- (2) 代理人が入札しようとするときは、委任状を当該林務環境事務所の受付に提出してください。
- (3) 同一人が2人以上の代理人になること、及び他の入札者の代理人になることはできません。

### 2. 公告物件の熟覧

入札参加者は、公告物件の明細書及び現場を熟覧の上、入札してください。

### 3. 入札方法

入札は次の事項に注意し、間違いのないようにしてください。

- (1) 入札参加者は、所定の様式により、公告番号ごとに入札金額、公売番号、所在地又は住所、商号又は名称、代表者名、入札年月日、宛名を記載し捺印してください。
- (2) インク、ボールペン、マジックペン等を用い、鉛筆、消せるボールペンは使用しないでください。また、金額の表示はアラビア数字(1, 2, 3...)を用いてください。
- (3) 入札書を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押印してください。
- (4) 入札書は当該林務環境事務所が備えた入札箱に投函してください。
- (5) 投函した入札書の引換、変更、または取り消しは出来ません。
- (6) 「無効入札」の各項目に注意してください。

### 4. 郵便入札

公告で郵便入札を認めている場合は、次の要領で郵送してください。

- (1) 入札書を封入し、封筒の表に「立木入札書在中」と明記してください。
- (2) 公売公告で指定した場所及び日時までに必ず到着するよう書留郵便で郵送してください。

### 5. 無効入札

次の各号に該当する入札は無効となります。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札書の金額、氏名、印鑑、公告番号、または重要な文字の誤脱によって必要な事項を確認し難いとき。
- (3) 入札金額を訂正した場合、その箇所に訂正印のないとき。
- (4) 郵便入札書が定められた日時までに当該林務環境事務所に到達しなかったとき。また「郵便入札」で示された方法によらず郵便入札と認められないとき。
- (5) 同一物件に対し、一人で2通以上の入札をしたとき。
- (6) 入札に関して不正の行為があったとき。
- (7) 入札条件に違反したとき。

### 6. 落札者の決定

- (1) 当該物件について、当該林務環境事務所長が定めた予定価格以上の最高価格の

入札をした者を落札者とします。

(2) 落札となるべき同金額の入札者が2名以上あるときは、くじによって落札者を定めま  
す。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当  
該入札事務に関係ない職員にくじを引かせます。

また、同金額の入札者のうち1名が棄権を申し出、当該林務環境事務所長が認めた  
場合は、同金額の入札者を落札とします。

#### 7. 入札の中止と落札の取消し

入札者が連合し、または連合する恐れがあり、その他入札を公正に行うことが出来ないと認  
めたときはその入札を中止します。また、落札決定後、落札者に不正行為があったことが判  
明したときは落札を取消します。

#### 8. 契約の締結

(1) 入札及び契約は、公売物件を所管する林務環境事務所長が行います。

(2) 契約の締結は、落札決定の通知を受けた日から7日以内とします。

(3) 契約は、契約担当者と買受者の双方が契約書に記名捺印したときに成立します。

(4) 落札金額及び契約金額は、入札書に記載された金額に消費税を加算した金額(当  
該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とします。

#### 9. その他

入札及び契約に関する不明な点は当該林務環境事務所長にお問い合わせください。

素材販売(支障木等集積材) 見積用 販売物件明細書(概数)

所別	公告番号	場所	樹種	用途	長級区分 (m)	末口径級区分 (cm)	予定材積 (m <sup>3</sup> )	備考			
峡東 252 管内全域 ※予定単価は、市場価逆算法により算出していますが、山土場等での保管状態等を踏まえ、材質の低下を考慮した市場価を用いています。また、運材距離は40kmを想定しています。			すぎ	用材	4.0	16~20	1.00	引渡し期限 令和9年3月31日 搬出期限 物件毎に定めます。 本公売は、発生が見込まれる物件(概数)を想定し、土場売り素材単価を予定価格としています。 明細書に記載する数量・規格・樹種等は、見積用として示したものです。 採材や保管の状況等により材質・寸法等にばらつきが生じるため、記載内容と現物は一致するものではありません。 各区分の売払単価は、各区分の県評定単価に、入札時の値開き率を乗じた金額とします。 (公売条件) 1 積込み作業及び車両の進入にあたっては、周辺の樹木等への損傷や土地の形質変更が生じないよう、適切に対応すること。 2 積込み作業にあたっては、通行車両の安全に万全を期し、通行の妨げとならないよう注意すること。 3 既設林道、作業道等を使用する場合は、関係機関等の指示又は協議に基づき、必要な申請を行い、許可を得た後に使用すること。			
				小計			1.00				
			ひのき	用材	4.0	16~20	22.00				
				小計			22.00				
			からまつ	用材	4.0	18~22	21.00				
				小計			21.00				
			あかまつ その他	用材	4.0	18~22	1.00				
				小計			1.00				
											0.00
											45.00
							30.00				
							18.00				
							48.00				
						計	93.00				

